

自治会のしおり

—抜粋版—



丸亀市連合自治会・丸亀市

令和 7 年発行

目 次

ページ

1. 自治会とは、どういうものですか？	1
2. 自治会への補助はありますか？	2 ～ 5
3. 連合自治会はどんな組織ですか？	6
4. 市役所への届出	7
5. 自治会と関係する助成事業	7 ～ 8
6. 認可地縁団体とはどんな自治会ですか？	8
7. コミュニティセンター位置図	9
8. 自主防災組織とはどんな組織ですか？	10 ～ 11
9. 自治会に關係する市の業務	12 ～ 15
10. 自治会防犯灯の設置と補助	16

届出様式

・自治会異動届（様式第3号）	18
・自治会等防犯灯の電気料金の取扱いに関する依頼書	19

1.自治会とは、どういうものですか？

自治会は、安全・安心・快適に暮らすために、隣近所に住む人たちで自主的に運営されている、最も身近な自治組織です。

近年、地域で暮らすための物的条件の整備が進み、また、自治会に加入していなくても行政サービスが受けられることや、個人の生活様式が多様化していることから、地域に関わることを避ける方が増えています。

しかし、災害など「何か困ったこと」が起きた時には、行政サービスが行き渡るまでに時間を要するため、その間、ご近所の方と協力し、乗り越えていただく必要があり、そのためには、日頃から顔の見える地域の関係づくり、助け合える環境づくりが大切です。

自治会は、地域の実情により、規模も活動内容もさまざまですが、『自分たちの住んでいるまちを、自分たちの力で安全・安心な住みやすいまちにしよう！』という思いを活動の基礎としています。



地域の主人公は
あなたです！

ご近所で協力しあって
住みやすい環境を作りましょう！

2.自治会への補助はありますか？

地域づくり課では、自治会に対して、次のとおり補助を行っています。全て、事業を実施する前に申請書の提出が必要です。

自治会設立補助金

新規で自治会を設立した後、市へ自治会の登録、申請をしていただくことで交付のできる補助金で、地区連合自治会を通して配布しています。（4月1日に設立された自治会には、設立補助金の代わりに育成費補助金が交付されます。）

【交付基準】 自治会を設立した時の世帯数

【交 付 額】 50 世帯未満 5,000 円

100 世帯未満 10,000 円

100 世帯以上 15,000 円

【 備 考 】 既存の自治会から分離し、設立した自治会は対象外です。

また、4月1日に設立された自治会には、設立補助金の代わりに、育成費補助金が交付されます。

自治会育成費補助金

既存の自治会に対し、毎年4月1日時点の加入世帯数を基に、各地区連合自治会経由で交付する補助金です。毎年6月～9月頃に交付しています。

【交付基準】 毎年4月1日時点の加入世帯数

【交 付 額】 $600 \text{ 円} \times \text{加入世帯数}$

【 備 考 】 世帯数が変更となった場合には、補助金額の算定のため、必ず届出をお願いします。

自治会集会場等整備事業補助金

既存の自治会の、集会場の建築費、改修費（エアコン等含む）、土地購入費、机・椅子の購入費用に対して交付する補助金です。事業を実施する年度の前年度に計画書の提出が必要です。

【交付基準】 事業実施年度の前年度 9 月末までに提出している計画書の額

【交 付 額】 事業総額の 30%以内（千円未満切捨て）

【備 考】 手続きの詳細については 5 ページを参照してください。

自治会活動応援補助金

自治会の結成を検討する個人や、既存の自治会を対象に、自治会加入推進、自治会運営の安定、自治会の絆づくり等の新たに取り組む自主的な活動のために交付する補助金です。

【交付基準】 自治会で新たに取り組む活動であるか。

【交 付 額】 1 年度につき上限 3 万円

【備 考】 自治会加入説明会、多世代交流事業（食事会や各種ワークショップなど）、地域の清掃活動、防災訓練等、さまざまな事業にお使いいただけます。

自治会長手当

自治会長に対し、毎年 4 月 1 日時点の加入世帯数を基に交付している手当です。自治会育成費補助金と併せて各地区連合自治会経由で配布しています。

【交付基準】 毎年 4 月 1 日時点（新設自治会は設立時点）の加入世帯数

【交 付 額】 10 世帯未満 5,000 円

50 世帯未満 7,000 円

100 世帯未満 10,000 円

300 世帯未満 12,000 円

300 世帯以上 14,000 円

自治会法人化促進補助金

法人化している自治会を対象に、法人格取得後 2 年以内に土地等を登記した場合の経費に対して交付する補助金です。

【交付基準】 法人格取得後 2 年以内に 1 回かつ補助対象経費が 10 万円以上

【交 付 額】 補助対象経費の 30%以内で上限 5 万円（千円未満切捨て）

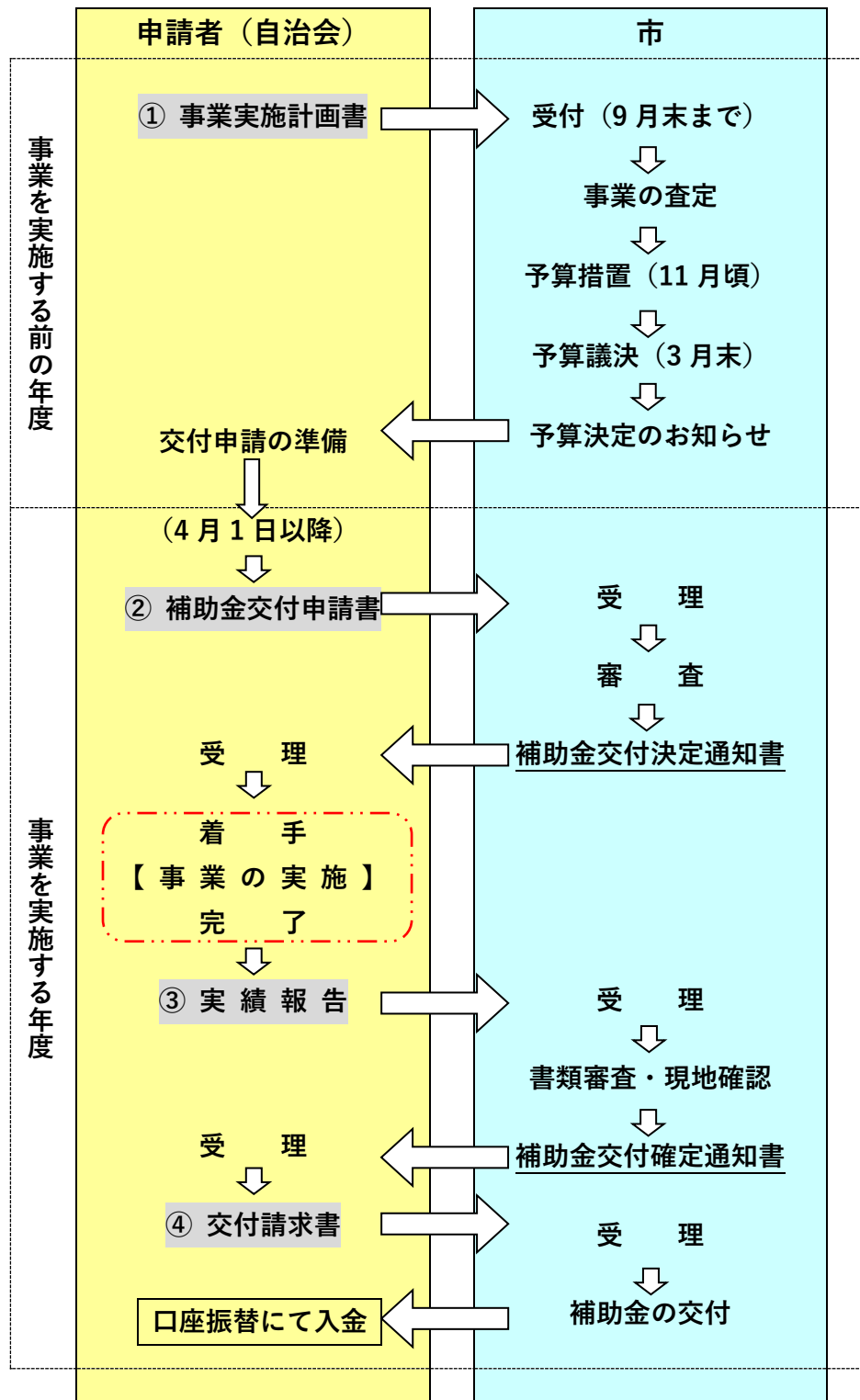
【 備 考 】 自治会の法人化が必須要件です。

さまざまな補助金をご用意しております。
詳細は地域づくり課へお問い合わせください。

☎ 2 4 - 8 8 5 3



自治会集会場等整備事業補助金 手続きの流れ



※ 事業を実施する前の年度に事業実施計画書の提出が必要です。

※ 補助金交付決定通知を受領してから事業に着手してください。

3.連合自治会はどんな組織ですか？

丸亀市には 17 の各地区連合自治会と、それを取りまとめる丸亀市連合自治会があります。

【各地区連合自治会】

各地区の単位自治会会長やその他の役員から構成された組織です。

主な活動は、単位自治会同士の情報共有や相談受付、市と地区の間の意見調整等で、事務局は各地区のコミュニティセンター^{※1}にあります。

【丸亀市連合自治会】

各地区連合自治会の代議員で構成された組織です。

主な活動は次のとおりで、事務局は市役所にあります。

●理事会の開催（2 か月に 1 回程度）

市からの情報提供や意見交換を行う理事会を開催しています。

●丸亀市連合自治会総会の開催

毎年 1 回以上、総会を開催しています。

●自治会長研修会（参加は任意）

毎年 1 回 8 月頃に、単位自治会会長を対象として、地域づくりをテーマに講師を招き、研修会を開催しています。

●市長表彰への推薦

自治会活動を通じて地方自治の育成・発展に貢献し、特に功績が顕著な個人や自治会に対し、市長表彰への推薦を行っています。

※1 市内 17 地区の各コミュニティセンターの位置図及び連絡先は P9 のとおりです。

4.市役所への届出

自治会活動の中には、市役所への届出が必要なものがあります。

①自治会異動届（様式は P18 にあります。）

自治会長の改選や会員数に異動があった場合に届出してください。

なお、令和 6 年 3 月 1 日より、オンライン申請も可能となりました。オンライン申請をご希望の方は、以下の URL もしくは QR コードより届出をお願いします。

【URL・QR コード】

https://apply.e-tumo.jp/city-marugame-kagawa-u/offer/offerList_detail?tempSeq=5249



②自治会設立届

自治会設立時は市役所に届出してください。

5.自治会と関係する助成事業

自治会に関係する助成事業は次のとおりです。

私道工事に対する助成		
担当課	助成の内容	助成金額
建設課 ☎24-8813	対象：自治会において行う私道の 舗装・排水施設・交通安全 施設工事	工事費の 10 分の 5 以内 （一部条件を満たした 場合は 10 分の 8 以内） 上限 50 万円
緑化推進活動にかかる物品の支給		
担当課	助成の内容	助成金額
緑のまちづくり 協議会 （都市計画課内） ☎24-8843	対象：5 名以上で構成されたコミ ュニティ、自治会、NPO 等 場所：市内都市計画課所管の都市 公園及び子どもの遊び場等	10 万円以内

地域美化活動に対するごみ袋の提供		
担当課	助成の内容	助成金額
生活環境課 ☎24-8809	対象：美化活動団体、自治会、事業所、学校等へ無料配布 場所：所有者が個人以外の、公共用地として活用している箇所（道路・河川・公園等）	—
たばこのポイ捨てや犬のふん放置防止等の啓発看板交付		
担当課	助成の内容	助成金額
生活環境課 ☎24-8809	対象：個人、自治会等へ無料交付	—
清掃用具の貸出		
担当課	助成の内容	助成金額
クリーン課 ☎58-7453	対象：自治会等で実施する水路等の清掃活動に対する清掃用具の無料貸出	—
ふれあい・いきいきサロン事業		
担当課	助成の内容	助成金額
丸亀市 社会福祉協議会 ☎22-5700	対象：高齢者や障がい者（児）の寝たきりや閉じこもり防止のため、自治会等が立ち上げるサロン事業（おしゃべり、会食、レクリエーション等）への助成、レクリエーション資材無料貸出	対象者数に応じた金額

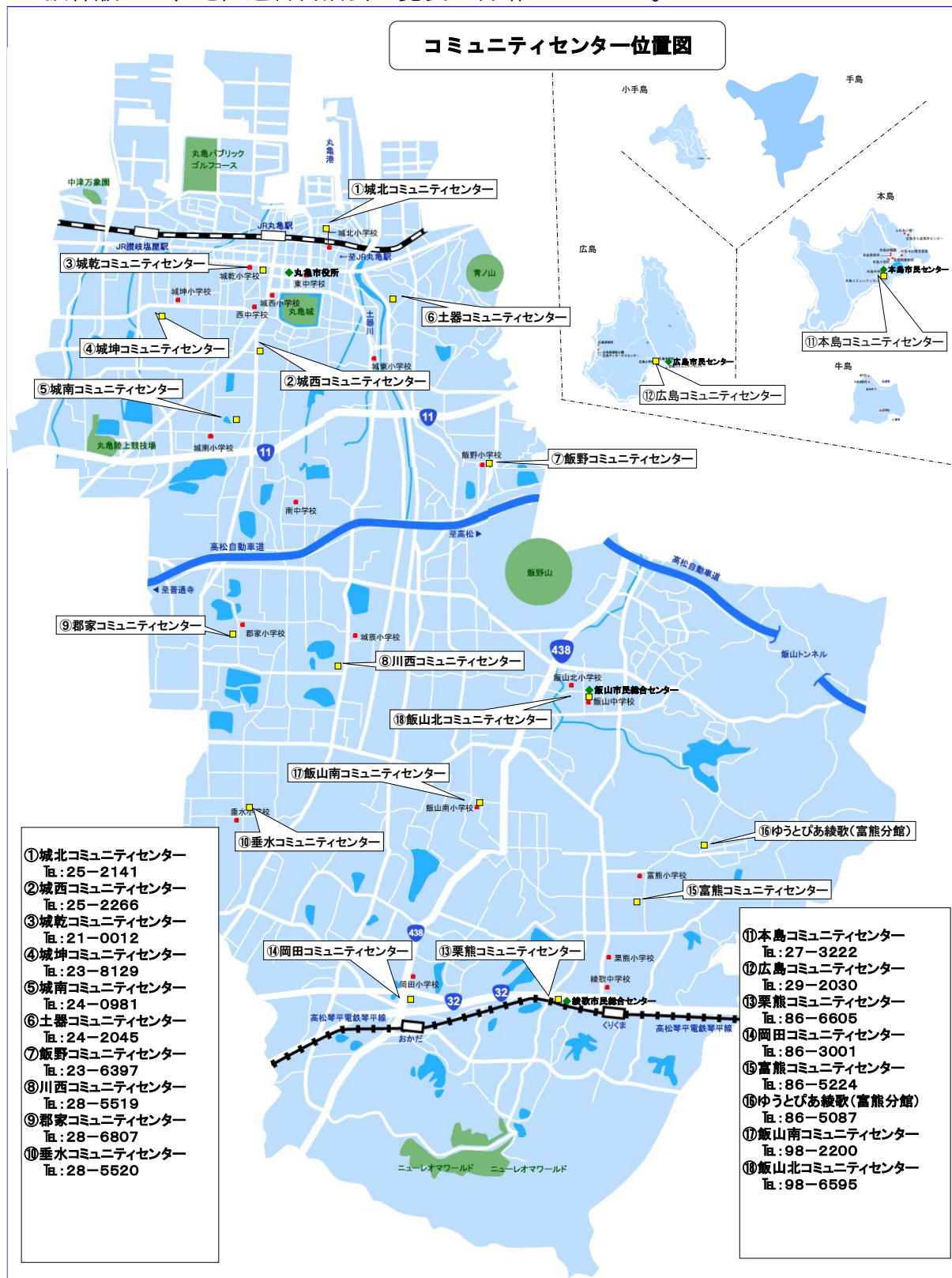
6.認可地縁団体とはどんな自治会ですか？

認可地縁団体とは、市長の認可を受け、法人格を取得した団体のことです。

自治会を法人化することで、土地や建物などの登記を自治会名で行うことが可能となります。法人化の手順等、詳細は地域づくり課（☎0877-24-8853）へお問い合わせください。

7.コミュニティセンター位置図

抜粋版では、地区連合自治会一覧表を省略しています。



8.自主防災組織とはどんな組織ですか？

大地震による家屋の倒壊と火災の発生、大雨による水害の発生など、私たちの生活と生命を脅かす災害は、いつ、どこで発生するか分かりません。不意を襲う大きな災害に、防災機関は総力を挙げて防災活動を行いますが、全ての地域にすぐに対応することは困難です。

そこで、「自分たちのまちは、自分たちで守る」という理念のもと、丸亀市では小学校区を単位とした自主防災組織の結成に取り組んできました。地域が中心になって、自らの身を守るために自主的に活動する組織を「自主防災組織」と呼んでいます。

丸亀市自主防災組織		結成年月日
1	川西地区地域づくり推進協議会自主防災会	平成 14 年 2 月 1 日
2	明倫の里城北防災会	平成 14 年 4 月 8 日
3	ふれあい城坤自主防災会	平成 15 年 3 月 12 日
4	本島地区地域づくり推進協議会自主防災会	平成 16 年 7 月 26 日
5	城乾コミュニティ防災ネットワーク	平成 16 年 11 月 24 日
6	ふれ愛の町ひろしまをつくる会自主防災会	平成 16 年 12 月 7 日
7	城西地区自主防災会	平成 17 年 9 月 1 日
8	飯山北自主防災会	平成 19 年 5 月 11 日
9	住みたくなるまち土器自主防災会	平成 19 年 8 月 4 日
10	垂水やすらぎの会自主防災会	平成 20 年 2 月 17 日
11	飯山南自主防災会	平成 20 年 7 月 8 日
12	城南地区自主防災会	平成 20 年 12 月 1 日
13	栗熊地区自主防災会	平成 21 年 6 月 13 日
14	岡田地区自主防災会	平成 21 年 9 月 1 日
15	富熊地区自主防災会	平成 22 年 3 月 1 日
16	郡家校区自主防災会	平成 23 年 4 月 1 日
17	飯野町自主防災会	平成 23 年 4 月 1 日

◎丸亀市婦人防火クラブ◎婦人会が母体で結成されており、火災予防、各地区防災訓練等に協力、給食班を担当しています。

「防災メモ」



日頃から心がけ準備したい非常持ち出し品

○ 飲料水

- ・ 7 日分程度の水を用意する。（1 人 1 日 3 リットルが目安）

○ 食料品

- ・ 缶詰、インスタント食品など 7 日分用意する。赤ちゃんのいる家庭はミルクも忘れずに！！

○ 貴重品など

- ・ 現金、預貯金通帳、印鑑、健康保険証、運転免許証など

○ 衣類

- ・ 下着類 1 ～ 2 枚（ビニールに包む）、毛布など

○ 救急医薬品

- ・ 処方薬、消毒液、傷薬、目薬、胃腸薬、かぜ薬など

○ 衛生用品

- ・ タオル、ティッシュ（トイレット）ペーパー、歯磨きセット、石けん、包帯、絆創膏、生理用品など

○ 懐中電灯、携帯ラジオ、携帯電話、充電器

○ その他

- ・ ラップ、ろうそく、マッチ、タオル、ビニールの敷物、手袋、10 円硬貨（公衆電話用）、連絡先リスト、簡易カイロ（冬場）など

※ 以上の非常持ち出し品を入れるリュックサックやショルダーバッグ、ふろしきなどを準備してください。

9.自治会に係る市の業務

丸亀市では、心豊かで快適な生活ができるまちづくりを目指し、各課でさまざまな業務を行っています。その中から、特に自治会と関わりの深いものを中心にご紹介します。

	担当課	業務内容
環境・交通関係	生活環境課 ☎24-8809	・屋外一斉清掃に関すること ・ポイ捨て、犬のふん害の防止に関すること ・公害防止に関すること ・狂犬病の予防注射に関すること ・犬、猫不妊去勢手術費の助成に関すること ・市営墓地に関すること ・市民からの相談や意見の受付に関すること ・消費者啓発、消費生活に関すること ・交通、防犯に関すること ・交通安全教育、啓発に関すること
	クリーン課 ☎58-7453	・屋外一斉清掃に関すること ・浄化槽の維持管理に関すること ・し尿の収集に関すること ・ごみの収集に関すること ・ごみの不法投棄に関すること ・資源ごみの収集に関すること ・資源リサイクル推進員、ごみ減量等推進員に関すること ・資源リサイクル還元金に関すること ・一般廃棄物収集に関すること ・犬、猫の死体処理に関すること ・粗大ごみの収集申し込みに関すること
	クリントピア丸亀 ☎56-1144	・臨時ごみの直接搬入処理（有料）

	担当課	業務内容
建設関係	建設課 ☎24-8813	・道路の整備、維持管理に関すること ・防犯灯や街路灯の設置、維持管理に関すること ・河川、砂防、港湾、漁港の整備、維持管理に関すること
	都市計画課 ☎24-8812	・公園や緑地の整備、管理、緑化推進に関すること ・建築行為、開発行為の事前協議に関すること ・市営駐車場、駐輪場の管理に関すること
	建築住宅課 ☎24-8814	・市営住宅の建設計画、維持管理に関すること ・市営住宅の入居、退去事務に関すること ・空き家対策、民間住宅等の耐震化に関すること
	下水道課 ☎24-8850	・合併処理浄化槽の助成に関すること ・公共下水道の維持管理に関すること ・水洗化の普及、排水設備の設置に関すること
	水道お客さまセンター ☎98-1107	・給水中止、開始、水道料金に関すること
	農林水産課 ☎24-8837	・水路の維持、補修に関すること ・農道の舗装、維持管理に関すること ・地籍調査に関すること
保険・福祉・健康	市民課 ☎24-8945	・国民年金の加入、保険料の免除申請、請求や各種届けに関すること
	子育て支援課 ☎24-8808	・児童手当、児童扶養手当の支給に関すること ・こども医療、乳幼児医療、ひとり親家庭等の医療の給付に関すること
	保険課 ☎24-8842	・国民健康保険被保険者証の更新に関すること ・国民健康保険資格の取得、喪失に関すること ・出産育児一時金、葬祭費の支給に関すること ・療養費、高額療養費の支給に関すること、入院時食事代の減額申請、認定証の交付に関すること ・後期高齢者医療に関すること ・人間ドック費用の一部助成に関すること

	担当課	業務内容
保 険 ・ 福 祉 ・ 健 康	福祉課 ☎24-8805	・ 障がい者（児）の福祉、医療に関すること
	福祉課 ☎24-8848	・ 生活保護に関すること
	福祉課 ☎24-8873	・ 民生委員・児童委員に関すること
	高齢者支援課 ☎24-8831	・ 高齢者福祉に関すること ・ 養護老人ホームの入所に関すること ・ 老人クラブ、高齢者の生きがい対策に関すること
	高齢者支援課 ☎24-8807	・ 介護保険に関すること
	地域包括支援 センター ☎24-8933	・ 介護予防事業に関すること
	健康課 ☎24-8806	・ 国民健康保険の特定健診、後期高齢者健診、肝炎ウ イルス検診、がん検診、歯周病検診に関すること ・ 乳幼児健診、新生児訪問、妊産婦健診、両親学級等 母子の健康や育児に関する相談、健康教室に関する こと ・ 献血の推進に関すること ・ 予防接種に関すること ・ 母子健康手帳の発行に関すること ・ 生活習慣病予防のための健康教育、健康相談に関す ること
教 育 関 係	幼保運営課 ☎35-8892	・ 保育所入所、幼稚園・認定こども園入園に関すること
	学校教育課 ☎24-8821	・ 児童、生徒の就学、転入学に関すること ・ 学校教育に関すること ・ PTA の活動支援に関すること
	教育部総務課 ☎24-8820	・ 放課後留守家庭児童会に関すること ・ 放課後子ども教室に関すること

	担当課	業務内容
教育関係	まなび文化課 ☎35-7628	・生涯学習に関すること ・子ども会、社会教育団体の育成活動支援に関すること ・二十歳の成人式に関すること
	スポーツ推進課 ☎24-1392	・スポーツの推進に関すること
	人権課 ☎24-8811	・人権教育、啓発、人権相談に関すること
その他の	秘書課 ☎24-8800	・叙勲、褒章、知事表彰などに関すること
	広報戦略室 ☎24-8801	・広報まるがめに関すること ・出前講座に関すること
	市民課 ☎24-8810	・戸籍、住民異動届、印鑑登録、マイナンバーカードの申請に関すること ・葬祭、埋火葬許可に関すること
	都市計画課 ☎24-8812	・コミュニティバスに関すること
	社会福祉協議会 ☎22-4976	・無料法律相談に関すること
	地域づくり課 ☎24-8853	・自治会活動に関すること ・コミュニティ活動に関すること ・離島振興に関すること ・協働に関すること
	危機管理課 ☎25-4006	・防火指導、訓練に関すること ・自主防災組織の活動に関すること（防災訓練、初期消火訓練等）

10.自治会防犯灯の設置と補助

防犯灯は、夜間の犯罪や事故を未然に防止し、明るく住みよいまちづくりのために大きな役割を果たしています。

丸亀市では、自治会防犯灯の電気料金を市が負担する制度を設け、自治会の負担を軽減することで、自治会への加入・組織化を促進しています。

防犯灯を新設した場合には、依頼書（別紙 P19）を建設課へご提出いただくことで、電気料金を市が負担します。

既設の防犯灯で、自治会が電気料金の支払いをしているものがある場合には、領収書等を添付のうえ、依頼書を地域づくり課へご提出いただくことで、電気料金を市が負担します。

防犯灯の届出方法・費用負担			
防犯灯を新設、取替	①防犯灯設置を希望する場所を決めてください。 ②市の申請書（建設課、綾歌・飯山市民総合センターにあります）により、申請してください。 このとき、設置予定場所付近の地権者の同意が必要です。		
	防犯灯番号、電柱番号を建設課または、綾歌・飯山市民総合センターまでお知らせください。		
防犯灯の費用負担	地元で負担していた だくもの	借地費用などの地域の 状況による費用など	
	市で負担するもの	電気料金、新設、取替、 修繕、管球交換費用	



届出様式

(丸亀市ホームページからもダウンロードできます。)

様式第3号（第7条関係）

受付 年 月 日

自治会異動届

年 月 日

丸亀市長 宛

住 所

自治会名

代 表 者

次のとおり異動があったので届出ます。

1. 会長の改選（改選日： 年 月 日）

ふりがな 氏 名	住 所	電話番号

2. 会員の異動（異動日： 年 月 日）

異動前の世帯数	異動後の世帯数
世 帯	世 帯

（異動理由）

入会理由	☐ 転 入 ____世帯 ☐ 新 築 ____世帯 ☐ その他 ____世帯（具体的に _____）
退会理由	☐ 転 出 ____世帯 ☐ 死 亡 ____世帯 ☐ その他 ____世帯（具体的に _____）

3. 班数の異動（異動日： 年 月 日）

異動前の班数	異動後の班数
班	班

届出情報は、以下の目的に限り使用します。

（1）丸亀市と自治会との円滑な連絡調整

（2）地区コミュニティが、まちづくり活動のために保有する自治会長名簿の更新
 （貴会が属するコミュニティに届出情報を提供します。）

※「1. 会長の改選」欄は、必ず新会長に上記内容を確認いただいたうえでご記載ください。

自治会等防犯灯の電気料金の取扱いに関する依頼書

丸亀市長 宛

住 所

自治会等名

代 表 者

次の自治会等防犯灯の電気料金について、市で支払うよう依頼します。

契約名義													
設置場所		別紙 位置図のとおり											
お 客 さ ま 番 号	1												
	2												
	3												
	4												
	5												
	6												
	7												
	8												

同意書

電気料金の支払いを依頼するにあたり、下記事項に同意します。

（同意事項）

この制度は、自治会等が負担する防犯灯の電気料金を市が負担することで、自治会等の金銭的負担を軽減し、自治会への加入、組織化等を促進することを目的とするものです。

自治会等が解散した場合は、下記の取扱いとします。

- 市は電気料金の負担を取り止めます。
- 自治会等解散後、引き続き防犯灯が必要な場合は、「自治会等防犯灯契約名義指定届出書」を提出し、契約名義人において電気料金を負担していただきます。

自治会等代表者

※自治会以外の名義で電力会社と契約している場合のみ記入

- ☐ 上記の自治会が電気料金を負担している防犯灯に相違ありません。
- ☐ 上記の連合自治会は市に届出のある自治会により構成された団体に相違ありません。

_____地区連合自治会

会長

(メモ欄)